

公衆浴場の各種申請・届出手続きについて

～以下のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談してください～

◆ 新規営業許可申請 《施行規則1》

- 新しい公衆浴場施設を建築する。
- 営業者が変わる（事業を譲渡した場合は承継届）。
- 施設を移転する。
- 施設を大規模に増改築する。
- 施設を建て替える。

必要書類

* 「許可申請時に必要な書類」（4 ページ）をご覧ください。

※ 必ず事前に保健所に相談してください。

◆ 変更届 《施行規則4》

- 施設の名称を変更した。
- 営業者の住所が変更となった。
- 営業者（法人）の名称・所在地・代表者が変更となった。
- 施設の増改築（規模により新規営業許可になるため保健所への事前相談が必要）、構造やレイアウトの変更を行った。
- 管理者を変更した。 など

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
[登記事項証明書^注（法人の場合）や施設設備図面等]

※ 変更後10日以内に届出をしてください。

注）登記事項証明書は6か月以内に発行のもの（原本）を提示してください。

◆ 承継届 《施行規則1の二、2、3、3の二》

- 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- 開設者（法人）が合併、または分割により承継した。
- 営業を譲り受けた。（個人⇄法人、個人→個人、法人→法人）

必要書類

* 公衆浴場営業承継届

○個人相続

- ・ 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍事項の全部事項証明書または、法定相続情報一覧図の写し
- ・ 相続人全員の同意書（相続人が2人以上で1人が相続する場合）
[相続人の範囲：法定相続人]

○法人合併／分割

- ・ 承継後に公衆浴場を営業する法人の登記事項証明書^注（合併または分割登記後）
- ・ 定款又は寄附行為の写し

○事業譲渡

- ・ 営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等）
- ・ 登記事項証明書^注（法人の場合）
- ・ 定款又は寄付行為の写し（法人の場合）

※ 承継後、遅滞なく（60日程度）届出をしてください。

◆ 廃止（停止）届 《施行規則4》

- 営業の全部若しくは一部を廃止・停止した。

必要書類

* 廃止（停止）届

※ 廃止（停止）後10日以内に届出をしてください。